

茨城県学校長会慶弔規程

- 1 会員死亡のときは、本会より弔慰金として50,000円、他に花輪一基をおくり、会長弔詞をささぐ。
- 2 会員が、文部科学省等の表彰をうけたときは、記念品代として本会より1人10,000円をおくる。

付 則

- この規程は公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
(昭和46年5月7日総会において一部修正)
(昭和56年3月4日評議員会において一部修正)

茨城県学校長会役員退任時記念品贈呈規程

- 1 役員退任のときは、記念品代として会長50,000円、副会長30,000円をおくる。

付 則

- この規程は公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。